

# 超長期日本国債ファンド (2046年満期・限定追加型)

追加型投信／国内／債券

**NISA** 対象

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売用資料 2026.07

■ 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

## 三菱UFJモルガン・スタンレー証券

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号  
加入協会：日本証券業協会／一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
一般社団法人日本STO協会

■ 設定・運用は

## 三菱UFJアセットマネジメント

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会



## ファンドのポイント

1 金利のある世界で高まる債券投資への関心

2 信用力の高い日本の超長期国債1銘柄に投資

3 国債を償還まで保有することで、投資成果が想定しやすい

・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。  
・本資料では、特に断りがない限り国債の利回りは複利利回りを表示しています。

【本資料に関してご留意いただきたい事項】の内容を必ずご覧ください。



# 金利のある世界で高まる債券投資への関心

日本は2024年3月に長く続いたマイナス金利政策を終え、「金利のある世界」へと大きく舵を切りました。  
残存期間20年の国債の利回りは2026年5月末には3.55%となっています。



・ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

## ② 信用力の高い日本の超長期国債1銘柄に投資

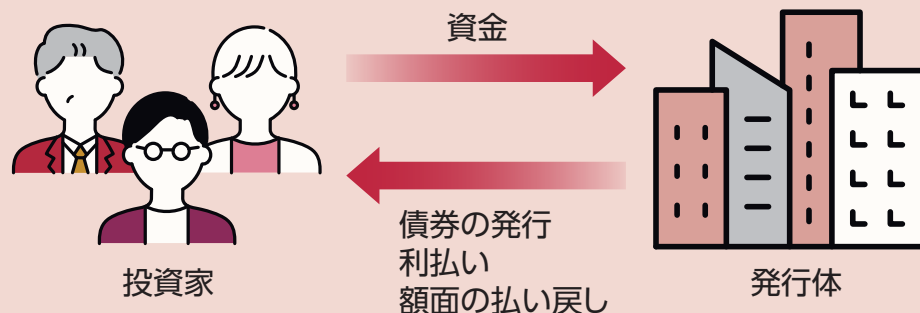
当ファンドは、設定時に残存期間が20年程度かつ信託期間内に償還を迎える日本の超長期国債1銘柄に投資することを基本とします。日本国債は日本国が発行体であることから、相対的に信用力が高く、為替変動の影響も受けません。

### ◆債券とは

債券とは、国や企業などが資金を調達するために発行する有価証券です。

債券は、あらかじめ定められた利子を定期的に受け取り、償還まで保有すれば額面金額で償還されます。

なお、保有中は市場金利や発行体の信用状況の影響を受け、債券価格は変動します。



### ◆国債とは

日本国債は、日本国政府が発行し、元本および利子の支払いを行う債券です。円建てで発行されるため、為替変動の影響を受けません。また、国内投資家の保有割合が約9割\*と高く、売買市場が整備され高い流動性を有していることから、日本の金融市場における代表的な運用対象の一つとなっています。

\*2025年12月末時点

(出所) 財務省のHPを基に三菱UFJアセットマネジメント作成



### 国債は何に使われる?

国債で集めたお金は、道路や港のインフラ整備や防災対策など、将来の世代にも役立つ事業や、既発国債の償還金への充当等に使用されます。また、税収が足りないときに発行される国債は、年金や医療をはじめとする社会保障等にも使われます。



- ・上記はイメージです。
- ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
- ・上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

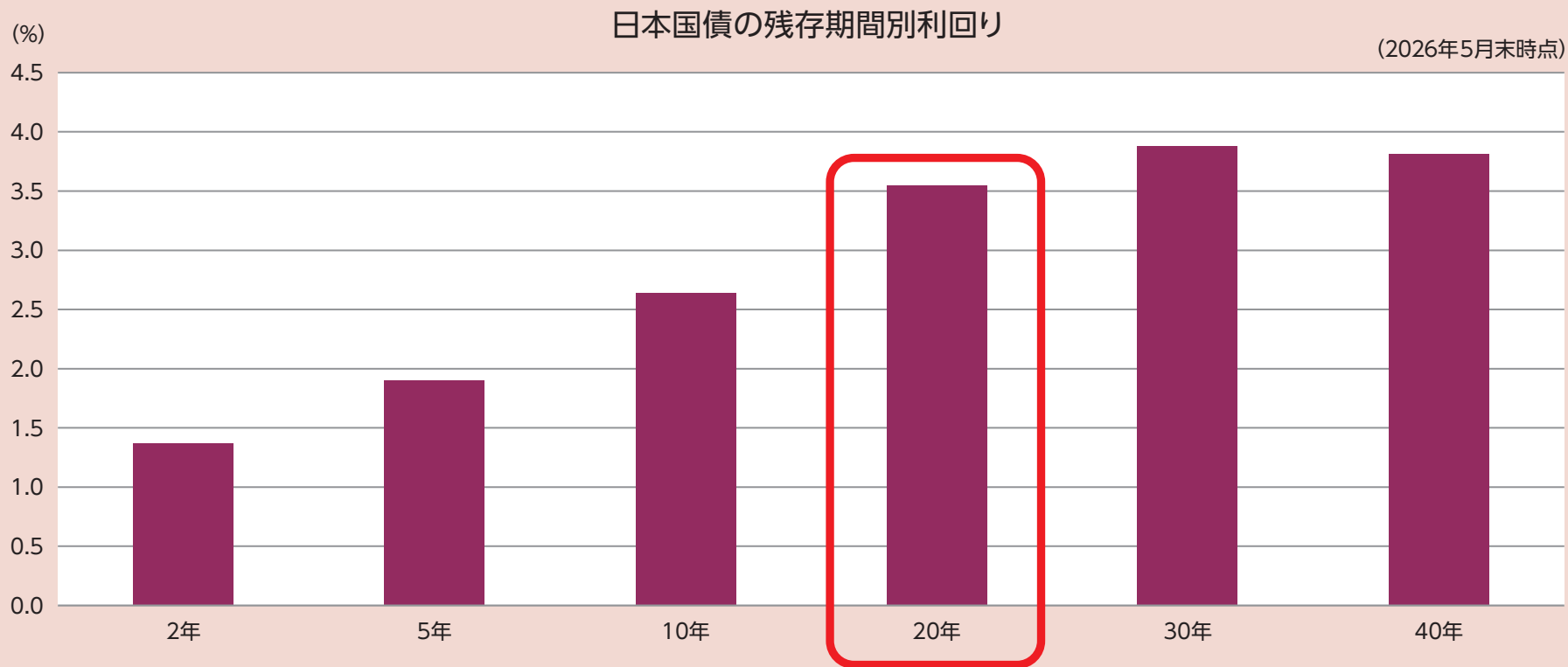


## 信用力の高い日本の超長期国債1銘柄に投資

### ◆超長期国債とは

発行時から償還までの期間が20年以上の国債をいいます。

残存期間がより短い国債と比較すると、将来の不確実性が大きくなるため、一般的に利回りが高くなる傾向があります。一方で、金利変動による価格変動は大きくなる傾向があります。



(出所) Bloombergのデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成

・ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。



### ③ 国債を償還まで保有することで、投資成果が想定しやすい

当ファンドは、国債を償還まで保有することで、取得価格と償還価格の差益の獲得と、その間に得られる利子収入を再投資することによる複利効果を狙います。

市場環境が変化しても、国債を償還まで保有することでファンド償還時の最終的な投資成果水準が想定しやすい商品設計となっています。

#### 金利変動に伴う債券価格の変化

- 一般的に債券価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。
- 金利が変化すると既に発行された債券の価値が見直され、債券価格が調整されるためです。
- 例えば、金利が上昇すると、金利が低い時に発行された債券は、魅力が低下するため価格が下落します。
- つまり発行時の市場金利と比べて、市場金利が高い場合の取得価格は額面より低くなる一方、低い場合の取得価格は額面より高い傾向にあります。

#### 金利と債券価格の関係イメージ

債券価格100円、表面利率2%、当初の市場金利2%の場合

債券利回り 2%

市場金利が1%に低下

債券利回り  
2%

市場金利  
1%

- ・市場金利よりも**高い債券利回り**
- ・債券価格は**上昇**

市場金利が3%に上昇

債券利回り  
2%

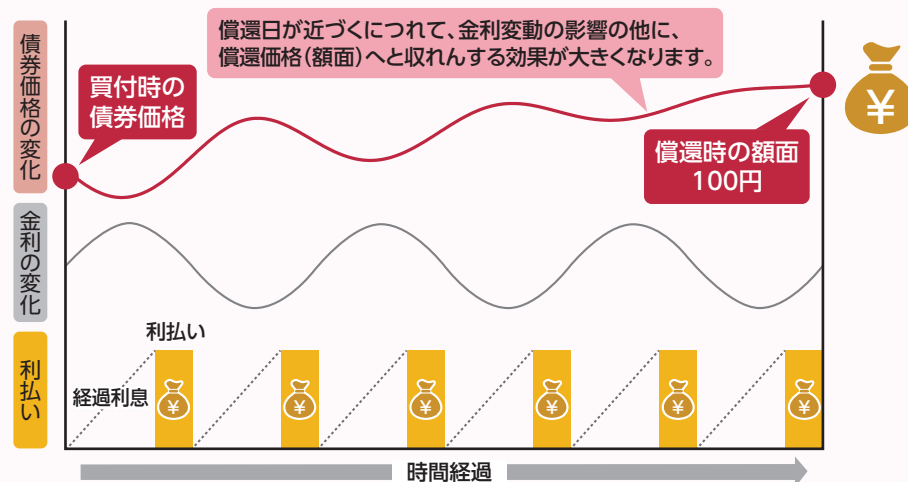
市場金利  
3%

- ・市場金利よりも**低い債券利回り**
- ・債券価格は**下落**

#### 償還日にかけて債券価格は額面に収れん

- 債券を償還まで保有する場合、償還が近づくにつれ価格は額面に近づき、最終的には額面で償還されます。
- 当ファンドは超長期国債に投資を行うため、特に設定当初は金利変動による価格変動リスクが高くなることが想定されますが、最終的な投資成果を想定しやすい特徴があります。

#### 償還までの債券価格イメージ



・上記は、額面を下回る価格で取引されている債券を利払い日直後に買付けた場合をイメージしたものです。なお、すべての国債が額面を下回る価格で取引されているわけではありません。

- ・上記は固定利付債を前提としたイメージ図です。
- ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【本資料に関してご留意いただきたい事項】の内容を必ずご覧ください。

# 投資信託を通じた国債投資、国債への直接投資 および定期預金の比較

|                    | 投資信託を通じて国債に投資<br>(持ち切り運用)                                                                                                   | 国債に直接投資<br>(持ち切り投資)                                                   | 定期預金                                                              |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 当初の買付              | ファンドが市場で取引される利付国債を市場利回り(価格)で購入。                                                                                             | 金融機関の店頭表示利回り(価格)で購入。                                                  | 金融機関があらかじめ定めた期間の固定利率で預入。                                          |
| 購入単位               | 1万円以上1円単位*。                                                                                                                 | 5万円以上5万円単位*。                                                          | 預金先の金融機関が定める単位。                                                   |
| 利子の受領と再投資の扱い       | ファンドが半年ごとに利子を受け取り、その時点の市場利回り(価格)で同一銘柄に再投資します。                                                                               | 半年ごとに利子を受け取るものの、少額の場合その利子で同一銘柄に再投資することは困難です。                          | 期間中の利子の受取はなく、満期時に一括受取。                                            |
| 途中換金               | 換金時の市場利回り(価格)次第で利益にも損失にもなります。<br>債券価格に加え、前回の利払い日からの経過日数分の未収利息も基準価額に反映されます。                                                  | 金融機関の買取利回り(価格)次第で利益にも損失にもなります。<br>前回の利払い日からの経過日数分の未収利息が売却時の代金に加算されます。 | 中途解約時は利率条件が悪化しますが元本割れはしません。                                       |
| 満期時の投資成果           | 当初買付けた分の投資成果は、買付けた時点の市場利回り(価格)で実質決まります。<br>利子を再投資した分は、再投資した時点の市場利回り(価格)の影響も受けます。<br>なお、運用管理費用等のコストは基準価額(償還価額)にマイナスの影響を与えます。 | 買付価格と償還(額面)価格の差額と、期中受け取る利子からの収益の合計が投資成果(税引前)となります。                    | 満期受取額(税引前)は、元本+元本×あらかじめ定めた年利率×あらかじめ定めた期間(年数)で確定し、市場金利変動の影響は受けません。 |
| NISA(少額投資非課税制度)の適用 | NISA対象の投資信託の場合はNISAの適用が可能です。                                                                                                | 適用はありません。                                                             | 適用はありません。                                                         |
| 元本・利子等の支払い主体       | ファンドが投資する国債については日本国政府。日本国政府が破綻した場合、元本や利子等の支払いが履行されない可能性があります。なお、ファンドの信託財産は分別管理されており、受託会社や運用会社の破綻の影響は受けません。                  | 日本国政府。日本国政府が破綻した場合、元本や利子等の支払いが履行されない可能性があります。                         | 預入先の金融機関。預入先の金融機関が破綻した場合でも、一定額まで保護されます。                           |

\*三菱UFJモルガン・スタンレー証券の場合。同社における一般的な取扱いを記載したものであり、異なる取扱いとなる場合があります。

(出所) 各種資料を基に三菱UFJアセットマネジメント作成

・国債(持ち切り運用/持ち切り投資)は、当初買付時には経過利息はないものとし、国債の利子は同じ銘柄に再投資を行うことを前提としています。

・なお、実際のファンド運用にあたってはファンド設定当初に残存期間が20年程度の利付国債への投資を行いますが、利子の再投資にあたっては市場環境によっては残存期間がより短い別の銘柄に投資する場合があります。

・上記の各商品については、一般的な商品性をご案内しています。

【本資料に関してご留意いただきたい事項】の内容を必ずご覧ください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

わが国の国債を主要投資対象とし、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

### 特色 1 わが国の国債を主要投資対象とします。

- 当初設定時において残存期間が20年程度、かつ信託期間内に償還を迎える国債1銘柄に投資を行い、国債の償還まで保有することを基本とします。
- 追加設定資金や国債の利子等は、既に保有している国債と同じ銘柄に投資を行うことを基本としますが、市場環境によっては残存期間がより短い別の銘柄に投資する場合があります。
- 国債の組入比率は高位を維持することを基本とします。

### 特色 2 信託期間が約20年の限定追加型の投資信託です。

- 当ファンドの信託期間は2026年9月24日から2046年9月28日までです。
- 当ファンドは、ご購入のお申込みを2026年9月30日までに限定して受け付ける限定追加型の投資信託です。  
※「限定追加型投資信託」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集を行わないタイプの投資信託をいいます。

### 特色 3 年1回の決算時(3月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2027年3月23日です。)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【本資料に関してご留意いただきたい事項】の内容を必ずご覧ください。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動リスク

債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

### 信用リスク

債券の発行体等の財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、債券の価格が下落(利回りは上昇)すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

### 流動性リスク

債券を売買しようとする際に、その債券の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

# お申込みメモ

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

|        |                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | <b>購入の申込期間</b><br>当初申込期間：2026年7月21日から2026年9月18日まで<br>継続申込期間：2026年9月24日から2026年9月30日まで<br>※2026年10月1日以降、購入のお申込みはできません。                                                                                           |
|        | <b>購入単位</b><br>販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                     |
|        | <b>購入価額</b><br>当初申込期間：1口当たり1円<br>継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。                                                                                                                              |
| 換金時    | <b>換金単位</b><br>販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                     |
|        | <b>換金価額</b><br>換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額                                                                                                                                                               |
|        | <b>換金代金</b><br>原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                                      |
| 申込について | <b>申込締切時間</b><br>2026年9月24日以降において、原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。なお、販売会社によっては異なる場合があります。                                                                                                               |
|        | <b>換金制限</b><br>ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                     |
|        | <b>購入・換金申込受付の中止および取消し</b><br>金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。<br>また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。 |

|     |                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | <b>信託期間</b><br>2046年9月28日まで(2026年9月24日設定)                                                                                                                                                     |
|     | <b>繰上償還</b><br>受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。                                                                                                                              |
|     | <b>決算日</b><br>毎年3月20日(休業日の場合は翌営業日)<br>※初回決算日は2027年3月23日                                                                                                                                       |
|     | <b>収益分配</b><br>年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。)販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。                                                                                |
|     | <b>課税関係</b><br>課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。 |

# ファンドの費用

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

## ◎お客さまが直接的に負担する費用

|     |         |                                                                        |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | 購入価額に対して、 <b>上限0.55%(税抜 0.5%)</b><br>販売会社が定めます。<br>くわしくは、販売会社にご確認ください。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> をかけた額                                   |

## ◎お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

|                         |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)        | 信託元本に対して、 <b>年率0.2068%(税抜 年率0.188%)</b> をかけた額                                                                                                                                                                    |
| 保有期間中<br>その他の費用・<br>手数料 | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。<br>・ 監査法人に支払われるファンドの監査費用<br>・ 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・ 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・ その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。  
※ファンドの費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社(ファンドの運用の指図等)  
三菱UFJアセットマネジメント株式会社

受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)  
三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社(購入・換金の取扱い等)  
下記の三菱UFJアセットマネジメントの照会先でご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 ●お客さま専用フリーダイヤル：0120-151034(受付時間／営業日の9:00～17:00) ●ホームページアドレス：<https://www.am.mufg.jp/>

## 本資料に関してご留意いただきたい事項

- 本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した販売用資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

【本資料に関してご留意いただきたい事項】の内容を必ずご覧ください。

# 三菱UFJアセットマネジメント